

あ い さ つ

会 長 染 川 朗

第23回中央委員会にご参集いただきました中央委員の皆さんお疲れ様でございます。

中央委員会の開会にあたり、まずは、コロナ禍の中、人と人との接触が避けられないため自らの感染リスクも高い現場で、懸命に支えを必要とする方々の暮らしと命を支え続けている全ての組合員に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで常任中央執行委員をメンバーとして計150回の対策会議を行って、組合員の感染状況の確認や様々な対策について対応を進めてまいりました。組合員の感染状況は、感染力の強いオミクロン株の発生により、昨年1月中旬から感染者が急増。昨年一年間だけでおよそ1万3,000人が感染、今年に入ってから2,000人弱が感染し、累計の感染者数は1万6,003人となりました。オミクロン株は弱毒化したため重症化しにくい特性があり、政府は感染症の分類をこの5月にも2類からインフルエンザと同ランクの5類に見直す方向ですが、亡くなられた方々の多くは高齢者であり、組合員の働く現場では引き続き予断を許さない状況が続いています。

したがって、今中央委員会も新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて集合形式での開催を取りやめ、専従役員を除き、全面Web会議方式にて開催することとしました。進行に支障が無いよう、努めてまいります。行き届かない点がありましたらご容赦いただきたいと思います。

さて、介護保険制度は、介護保険法や介護報酬も含め3年ごとに見直すこととなっています。次回2024年度からの改正に向けた検討は既に進められており、昨年3月から12月にかけて社会保障審議会介護保険部会が、計13回にわたって開催され、NCCUも従事者を代表する立場で委員として議論に参加してきました。

介護保険制度改正に向けた議論に参加するにあたってのNCCUの基本スタンスは、第一に「介護従事者の処遇および労働環境の改善ならびに社会的地位の向上を目指す」ということです。

過去の制度改正においては、要支援制度の導入にともない要介護1のご利用者が要介護1と要支援1・2に振り分けられた結果、要支援者に提供出来るサービス時間や種類が大幅に制限され、結果として時給制で働く組合員の労働時間が減少したことで収入減となったり、要支援者向けのサービスを地域総合事業に移行したことにより報酬単価が下げられ、これまでと同じサービス内容であるにも関わらず、引き下げられた報酬単価に基づく賃金体系となったことで、支える介護従事者の処遇に悪影響が及ぶこともありました。制度の改正のために介護従事者が犠牲となることはあってはなりません。

また、NCCUが綱領の一つとして掲げている「健全で明るい福祉社会の建設」につなげるということ

も大切であり、高齢になって介護が必要となっても誰もが安心して年を重ねていける社会を築かなければなりません。

今回の議論においては、介護従事者にも介護を受ける方々へも大きな影響が及ぶと懸念していた「要介護1・2の生活援助等を地域総合事業に移行する案」や「ケアプラン作成料の利用者負担の導入」については、次回2024年度改正での実施は見送られ、2027年度改正に向けて引き続き議論することになりました。

また、「自己負担2割を求める『現役並み所得者』の線引きを見直す」などの給付と負担の問題等については、昨年末までに結論が出なかったため、今年の夏までに意見を取りまとめることとなっていますが、いったん年末に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会としての「介護保険制度の見直しに関する意見書」には継続した処遇改善の必要性が明記されるなど、NCCU組合員の意見が数多く反映された形となったことを報告しておきます。

NCCUでは先月、『2022年賃金実態調査』の結果を発表しました。組合員の処遇改善は確実に進み、月給制の平均月収は26万1,000円となりました。NCCUとしての最も古い調査データがある2009年の19万7,600円と比較すると、32%のアップとなっています。時給者の時給についても主要な職種で2009年と比較すると32%から14.5%のアップとなっています。年収ベースでは10年前と比較すると月給者の平均が299万8,000円から380万8,000円へ、時給者の平均が161万6,000円から183万9,000円にいずれも改善され、他の産業の平均賃金が上昇せず足踏みをする中、国への処遇改善の要請・実現や各分会の交渉の成果が実り、着実に改善を続けた結果、全産業平均との格差は縮小してきました。

一方で、皆さんご存知のとおり、いま政府は物価上昇分を上回る賃上げを経済界に求めており、既に他産業ではユニクロやイオン、金融、証券会社などの大手を中心に賃金の大幅な改善を進めるとの報道も相次いでいます。まさに日本全体で賃上げの機運が高まっているということで、とても良いことだと思います。ただし、既に原材料価格や為替の影響により上昇を続けている物価は、上げた人件費を価格に転嫁する流れが起きることでさらに上昇することが考えられます。

こういった動きの中で、もはや賃金改善を進めることは必然事項であるとも言えます。

物価上昇が続く中で賃金改善を進めなければ、以前と同じ金額で同じ買い物が出来なくなるわけですから、いわゆる実質賃金の低下となり、労働の価値は目減りをしてしまうからです。

NCCUは2023労働条件交渉に向けて昨年12月9日に厚生労働大臣宛てに「臨時介護報酬改定・介護従事者の処遇改善策の拡充に関する要請書」を提出してきました。

要請事項は二点。一点目は「物価上昇率を超える臨時の介護報酬改定を行うこと」です。

長引くコロナ禍の影響に加え、物価上昇によって備品や光熱費等にかかる経費が増加しているものの、介護事業所は介護報酬によってサービスの価格が決められているため、他の業種のように増えた費用を事業者の判断で価格に転嫁することができません。過去には消費税の引き上げに合わせて臨時の介護報酬改定を行っていますが、現在の物価高騰は消費税引き上げを上回るインパクトがあり、このまま対応を行わなければ業績は悪化し働くものの労働条件への影響も必至です。

二点目は「介護従事者の処遇改善策の拡充を行うこと」です。

拡充とは広げて充足するという事です。昨年あらたに導入された介護職員等ベースアップ等支援加算については、居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所などが加算の対象とならない事業所になっています。また現在は3種類の処遇改善に関する加算がありますが、対象職種を限定しているものもあります。対象事業所や対象者が限定されると職員間格差が生まれると共に、心情的な軋轢が生じ、モチベーションの低下など多職種協働のチームケアである介護サービスに支障をもたらすこととなるため、すべての従事者が対象となるよう対象を広げることが必要です。そして全産業平均との格差を考えた時、現在の処遇改善策では不十分であり、介護人材不足から介護保険制度の崩壊を招かないためにも、早急に全産業平均水準の賃金となるよう新たな措置を講ずるべきであるということです。

政府が物価上昇を上回る賃上げを経済界に求める中、税金や保険料を財源とした公的サービスに従事する労働者についても、当然に置き去りにすることなく政府として責任をもって対応を進めるべきです。

なお、今回の要請につきましては、引き続き上部団体の組織内国会議員、NCCU 政治顧問の国会議員の方々と連携し、実現に向けて継続して取り組むこととしています。

これから本中央委員会で2023 労働条件交渉方針を決定することとなります。いまお話ししたように、NCCU は国に対して介護従事者の処遇改善に向けた活動を行っていますが、一方で処遇改善は、国や行政だけに頼って進めなければならないことではないと考えています。事業収支そのものは介護保険制度や介護報酬水準により受ける影響は大きいものの、事業収支の改善による処遇改善は、事業者の責務として進めなければならないことであり、介護従事者の賃金は決して完全な介護報酬連動ではありません。

昨年の賃金改善交渉の結果は、国の処遇改善策による改善に加え、事業者が経営改善等を進め独自に確保した原資による改善も加わり、高い水準の賃金改善につながっています。

2023 労働条件交渉は、物価が上昇し、同じ賃金で同じ生活が維持できない社会情勢等を踏まえて、処遇改善の必然性、業績への貢献、組合員の成長に対する評価などをしっかりと法人に訴えて、労働条件の向上のための力強い交渉を展開していかなければなりません。

最後に、これから方針を決定し、統一交渉として進めていく2023 労働条件交渉は、決して組合役員、分会役員だけで臨むものではありません。

組合員全員が一丸となって交渉に臨むことをお願いして、NCCU を代表しての挨拶とさせていただきます。

以上